

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成27年度第2回） 会議録

日時：平成27年9月10日（木）

午後4時30分～午後6時00分

場所：柴田町保健センター講習室（3階）

○第2回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

<出席者>

遠藤会長、森副会長、中嶋委員、澤田委員、志子田委員、村山委員、佐藤委員、米竹委員
（松川委員欠席）

<事務局>

平間まちづくり政策課長、藤原課長補佐、駒板主事

<傍聴者>

0人

1. 開 会

藤原課長補佐： 本日はこのような雨の中ご出席いただきありがとうございます。実は特別会議室で、この雨による災害対策本部会議を開催しておりますので、場所を移動しての開催となっております。まず資料の確認ですが、事前に次第と資料1から3を送りましたが、資料4を追加資料としてお配りしておりますので、新たに次第をお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは定刻になりましたので、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成27年度第2回審議会を開催いたします。松川委員からは変更できない用事があるため、やむを得ず欠席するという旨の連絡をいただいております。現在、委員9名中8名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会は成立しております。続きまして会長あいさつですが、遠藤会長にあいさつをいただきまして、そのまま議事の進行をお願いします。では、よろしく申し上げます。

2. 会長あいさつ

遠藤会長： 本日はお足もとが悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございました。今年

の夏の異常な暑さに引き続き、台風が相次いで襲来し大雨を降らせています。まさに自然災害に対してリスク管理が必要な時期になってきました。それもまちづくりに必要な事だと思えます。その際に住民の方にかにまちづくりに参加していただくか、要するに町全体が危機に襲われた時に一番重要なのは自助であり、次に共助であり公助であります。これが災害に対する基本原則だと思えます。それをもちまちづくりの中に活かしていくというようなことを念頭に置きながら、今日もいかに住民参加を広く求めていくかについてご議論いただければと思えます。

3. 会議録署名員の指名

遠藤会長 : 会議録署名員の指名をしたいと思えます。事務局の方で案があったらお願いします。

藤原課長補佐 : 前は澤田委員と村山委員にお願いしましたので、今回は名簿順で志子田委員と米竹委員にお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。

遠藤会長 : 異論はございませんでしょうか。ではよろしくお願ひいたします。

(はい、の声)

4. 議 事

遠藤会長 : では、議事に入りたいと思えます。本日は行政運営の住民参加について特に審議会等への参加についてという事でございます。柴田町における住民参加の在り方について事務局から資料の説明をお願いいたします。

藤原課長補佐 : ではご説明します。前は柴田町における審議会等への住民参加のあり方の、特に無作為抽出や地域推薦による登録制を中心に様々な視点からご意見をいただいたところでした。その中で、関心・意見がほしい年代として、20代から40代の働き盛りのお父さんお母さんが集まらないのが現状だが、まちづくりに関心のある人が少ないわけではないというご意見もございました。また、参加するのに敷居が高いのではないかとこのところ、どのように参加を促していくか、あるいは企業や大学に参加を依頼する時のアプローチの工夫という点もご議論がございました。そういった意見を踏まえまして、公募委員候補者登録制度案として整理しました。

資料1は全体をイメージしていただくために、公募委員候補者の登録・更新・選任までを案としてまとめたものです。資料2につきましては資料1に沿って公募委員候補者登録制の具体的な内容を項目ごとに並べています。資料3ですが、前にご説明はしておりますが、未議論な部分の公開関係で傍聴の促進についてです。資料4は今日追加で配布しているものですが、審議会等の開催曜日・時間帯・男女の割

合等を調査したものです。

まず資料1をご覧ください。一般公募・地域推薦方式・無作為抽出方式の三つの関係性をどのようにするべきかを、前回の審議内容を踏まえながら手続きの流れとして整理してみました。公募委員候補者登録制度で、上が登録更新のフロー案です。下が公募委員選任フロー案です。上の方に波線で囲ってある部分に、案作成の前提条件を書いています。1.の登録関係、2.の選任関係は当然ではありますが公募枠を設けている審議会にのみ適用するものとするということです。1.の登録関係では、登録簿への登録対象者は地域推薦方式と無作為抽出方式による登録同意者という事にしております。ただ、それ以外でも本人等の申し出があった場合は、随時登録できるというようにしております。それから、2.の選任関係では、公募委員は候補者登録簿から登録するのを原則としまして、既定の公募委員数に満たない場合は一般公募できるということにしています。

まず1.のフロー案ですが、地域推薦方式は町から区長にお願いし、推薦された方が登録されます。無作為抽出方式の方は無作為注した住民にアンケート用紙を送付し、回答があった住民のうち登録可とした者を登録するというような流れになっております。ただ、登録不可という回答があった場合でも、アンケートにある登録関係以外のまちづくりや行政への参加意欲などの回答内容はまちづくりに生かすというようにしております。それで、このようにして作成された登録簿は基本的に二年間有効としております。登録から二年を超えない期日までに更新作業を行います。例えば27年4月1日に登録すると、有効期限は29年3月31日までなので前倒しで更新作業を行って、有効期限までに更新を終わらせるというイメージです。更新作業は大きく二つ考えてみました。一つは登録者への登録継続確認です。もう一つは、地域推薦方式と無作為抽出方式による新たな追加登録です。右側の「当初手続きに準ずる」というところです。まず登録者の継続確認ですが、継続しないとの回答があった場合は当然削除となります。それから、継続するという方は登録更新となります。そのとき登録している内容、項目は色々ありますが、時間帯とか曜日とかを変えたいという場合は変更します。次に追加登録ですが、すでに登録されている方もおりますし、地域推薦の推薦人数や無作為抽出の抽出数とかは当初と同じ数にはしないとっております。登録簿の登録と更新はこのように考えております。

次に2.公募委員選任フロー案です。フロー作成の前提条件でも言った通り、公募委員は登録簿登載者から選任することを原則とし、一定の公募委員数に満たない場合は一般公募するというようにしておりますので、その条件に沿ってフローを考えております。公募委員の選任の契機は大きく分けて二つあると思います。審議会等の設置、あるいは設置している審議会等の改選です。その時に登録簿に登録している者のうちから対象者に就任の意思を確認し、承認されれば公募委員決定というような流れで考えております。ただ、登録簿からの委員が、条例で規定されている人数に満たない場合は一般公募を行う事が出来るという流れで考えております。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。資料1をベースに登録簿への登録方法と、登録簿からの選任方法という大きく二つに整理しております。左か

ら他の自治体の事例、前回までの意見等を踏まえた事務局案、そして事務局案についての主な課題・論点等ということで整理しております。他の自治体の例は参考までに抜粋で載せております。まず無作為抽出方式ですが、抽出数は1000人、抽出方法は住民基本台帳に登録されている町内に在住・通勤・通学する者。18歳から79歳までのうち18歳から49歳を6割、50歳から79歳の割合を4割の割合で抽出。18歳から49歳だと32歳、50歳から79歳は30歳の幅があります。できるだけ若い方を抽出した方がいいのではという事で少しだけ差をつけてみました。2回目以降は、登録者を除外して行います。登録方法については、アンケートにより登録可としたものを登録します。それから登録内容で希望する分野は6分野とありますが、参考までに裏面に審議会等の分野分け例として載せてみました。適当でない部分もあると思いますが例としてご覧いただきたいと思います。これに具体的なゴミ関係や防災などのまちづくりの分野などを付していくとわかりやすいかなと思っております。それは、今後整理したいと思っております。元に戻りまして、分野や曜日を含む出席可能な時間帯はいずれもアンケートの時に聴きとるというようにしております。登録期間は2年間で2年ごとに登録簿の更新を行います。

次に、地域推薦方式です。各行政区長に1名以上で、できれば40歳以下の若い方をお願いできればと考えております。依頼にあたっては、42人の区長さんがいらっしゃると思いますので、各区長さんにアプローチするのも手厚くていいのですが、例えば、区長会という場がありますので、そういった場で意見交換をしながらお願いするのも一つの方法かと思えます。あと、企業・大学推薦ということで1名ずつお願いします。多少遠慮した形で数字は挙げておりました。その他の登録方法については本人の申し出により随時登録可能とし、登録内容の変更や削除も可能ということで、2年間の有効期間ですが2年間の更新を待たなくてもいつでも内容の修正も含めて登録できるようにした方がいいのではないかと考えておりました。これについての主な課題・論点等ということで右側になります。抽出の年代について、年代は18歳から79歳としておりますけど、一つはそれが適当であるかどうかということです。それと年代ごとの割合は同じでいいかということで、例えば20代から40代の割合は多くした方がいいのではないかとということです。そもそも若い人にアンケートをした際に回収率はものすごく低いです。登録者をある程度確保したいというのであるなら、抽出数をできるだけ多めにする必要はあるというのも考えられると思います。年代ごとに何割と決めていくのもあると思います。次にアンケートの内容についてです。登録の内容だけの限定的にするか、プラスして何かしらの行政参加の意欲や、意識などを聞き取るようにするかということです。それと課題・論点にはないのですが、アンケートの内容に託児対応可能という説明をつけた上で登録可能かどうかを聞くのも、託児可能であれば参加したいという方にはいいと思います。次に地域推薦方式の中で、地域推薦の依頼人数が行政区ごとに世帯数に差があるが依頼人数は考慮するべきか、というところです。仮に各行政区1名ずつ登録するという事になれば42人の登録になります。ただ、多いところで785世帯、少ないところで46世帯というように幅があります。ここをどう考慮するべきか、というのも論点の一つだと思います。次に2回目以降の更新時の依頼の仕方

はどうするべきか、という事です。新たな人材を登録するというのも有効ですが、そこをどのように考えていくかというところです。項目の途中で課題・論点等に移ってしまい申し訳ありません。もう一度事務局案に戻っていただいて、登録簿の取り扱い等という4つ目の項目になります。登録簿の登録内容については氏名から、無作為抽出・地域推薦の別など色々な内容が様式として記載されると思います。託児希望や審議会の就任実績というものも考えられると思います。ただ、細かなものは選任手続きの中で確認していくという方法も考えられるかと思っております。その登録簿に記載されている住民でも審議会等で公募があれば、当然ですが応募することができるようにしております。それから、次に登録しやすい参加しやすい環境整理というところです。審議会等を開催する曜日、時間帯、託児環境を考慮する。こちらで託児の状況を調べました。社会福祉協議会で夜間以外は対応可能ということ。それから、夜間については子育て関係のNPO法人に依頼することができるということで、調整ができるかと思っておりました。それから2番目なんですが、広報紙、チラシ、文書でお知らせする時に審議会経験者、特に公募委員が実際に体験した声を乗せるなどの工夫をしていくのもいいかと思えます。多少の専門性が必要なものは事前の説明会を行うというのも考えられると思います。審議会等の敷居が高いというお話もありましたので、少しでも低くする工夫ということで、必ずやらなくてはならないというのではなく、現時点のアイデアと捉えていただければと思います。

次に、課題・論点等のところで、三番目の項目で登録簿の取り扱い等でございます。利用できる審議会等の範囲ですが、今まで条例に基づいて設置されている審議会について考えておりました。最初の段階の範囲は条例に基づいて設置された審議会を対象に利用するのがいいのではないかと思っておりました。例えば実施状況を見ながら2回目以降に要綱等に基づいて設置されている委員会や協議会でも公募しているところがありますので、実績を見ながら適用する範囲を広げるか検討していけばいいかと思っております。

続きまして選任方法です。資料の下の方をご覧ください。委員承諾確認について事務局案ですが、公募委員を選任する際は、審議会等の所管課が公募委員候補者登録簿の中から公募委員の承諾を得て選任する。承諾を確認する順番は、登録順とする。新たに同じ分野で就任依頼をするときは、前回依頼を行った次の人から依頼をする。少しわかりにくい表現になっておりますが、例えば委員を2人選任したい場合に、対象となる登録者が10人いて上から順番に確認すると5人目で2人が選任確定しました。その中の3人は今回見送りますと言った方がいらっしまったという事になります。それで次に同じ分野の審議会委員を選任する場合は、1番に戻らず、6番目から確認していくということで回るようにやっていくのはどうかと考えておりました。戻ってしまうと下の方に登録されている方に回ってこないということも考えられるので、そのように考えてみました。

澤田委員：最初に外れた人は、登録順という言葉に当てはまらなくなるのではないですか。

藤原課長補佐 : 1から10まで番号が付されている名簿があるときに、環境審議会で2人選任する場合に例えば、1番目は見送り、2番目も見送り、3番目は承認、4番目も承認となれば、次に環境分野で選任となった場合は5番目から声をかけていき、10番までいったらまた元に戻るといようになります。なかなか公平性を保つというのは難しいもので、やり方には工夫が必要だと思いながら考えました。

澤田委員 : そのやり方では順番という事にならないのではないですか。番号がついているのに飛ばした人に戻らないのはおかしいのではないのでしょうか。

佐藤委員 : 今言っているのは、一度拒否した人を飛ばすという事ではないのでしょうか。

澤田委員 : 拒否した人という事なんですね、そういう捉え方をしなかったもので、そういうことであればいいと思います。

藤原課長補佐 : もっといい意見があればいただきたいと思っていました。

それから、一般公募による選任方法です。必要な場合は公募委員の全部または一部について公募委員を公募することができるとしております。公募委員の就任制限については、公募についての共通基準に準ずるとありますけど、共通基準の骨子については前回確認いただいておりますので、別途みていただきたいと思っております。例えば、原則は登録簿からとしているが、逆に登録簿選任と一般公募どちらでもいいというようにすると、恐らく登録簿が生かされないという可能性や、登録制度自体が形骸化する恐れがあるというように考えたものですから、登録簿を原則優先というように考えてみました。その他登録簿から公募委員になった方がいた場合、その実績報告を広報紙やホームページで行い、次回の登録簿更新までに町民に関心を持ってもらえるようにする。参加しやすい環境づくりということです。

それに対して課題・論点等というところになりますけど、一番目、委員承諾確認では開催曜日や時間帯、地域、性別、年代などを制限しなくてはならない場合は、当該審議会等の所管課が名簿順に該当者を絞り込むこととするかということです。どういう事かということ、例えば委員に就任してもらいたい方が、特定の地域から出てもらいたいという場合もあるのではないかと考えました。あと、審議会の委員に女性がほとんどいない場合などに、女性の公募委員がほしいなど、審議会等の性格とかによって重視しないといけない事があると思います。そういったことも想定されるという事です。それから二番目、登録簿から選任する時の面接などは必要かということで、登録したうえで面接があると敷居が高くなってしまおうと思います。一般公募の委員では面接等を行うのが一般的なのですが、事務局案では登録した後にその他のハードルは特に課していません。承諾してもらえば基本的に委員になれるという流れで作っております。広く参加してもらおうという点で新たなハードルは課さないという事になります。三番目の行政参加の機会の均等性ということで、登録簿による選任を優先するというにすると、無

作為抽出や地域推薦で対象にならなかった者が当然出てきます。一般公募を行わない限り、公募委員になる機会が失われてしまうのではないかと疑問が沸いてきました。一般公募の場合は、条件はあるけど全町民に開かれています。これを補う方法として、2年間の更新時や随時登録したいという方に登録してもらうという方法があるのかと思っていました。以上で資料2まで終わりました。

資料3は前回まで資料をお渡ししていた内容です。今回の審議の中心ではないので、時間があればご意見を頂ければと思います。

次に資料4を説明いたします。審議会等の開催日時の調査ですけれど、柴田町を含め合計3つの事例を挙げております。一番下の三鷹市は審議会等への参加が進んでいるところで、無作為抽出方式も導入しているところです。柴田町の審議会数は14で、平日の日中にほとんど開催されているという事が分かりました。名取市はすべて火曜日から金曜日の日中で行われています。三鷹市は平日の夜間の実施も多いところです。土日の開催が予想していたよりないという事が分かりました。例えば家庭であったり、地域であったりプライベートな時間で活動していることもあるので、避けるという傾向があるということかと考えていました。右側は柴田町の委員の年代、性別に関して調査したところ、50代から70代までで93%を占めています。40代までが非常に少ないという事が分かります。男女比については約3割が女性委員で、それなりに女性の方も就任されているという事が見えてきたところです。長い説明になりましたが説明は以上です。

遠藤会長 : ありがとうございます。まず資料1と2で1つの考え方を示してもらいましたが、先ほど途中で澤田委員からもございましたが、他に質問がある方いますか。どうぞ、村山委員。

村山委員 : 資料2のところでもその他の登録方法とありますが、この内容で自分から申し出るという事が一般公募的な意味ということで、無作為抽出された方ではなく本人から申し出されたものなのかという事をお聞きしたいです。

藤原課長補佐 : 具体的な審議会でも公募があったという意味ではなくて、登録簿に登載してほしいという申し出です。そういう申し出があった場合に随時登録しますという意味で書いてみました。

遠藤会長 : そうしますと、公募委員への就任の仕方は基本的に4つあるということですね。無作為抽出、地域推薦、本人からの申し出、単なる一般公募の4つのパターンだと理解していいですね。

藤原課長補佐 : はい。

米竹委員 : 資料2の右の一番下にある行政参加の機会の均等性というのはクリアされるという事ですかね。

藤原課長補佐 : そうですね。先ほど説明でも若干触れましたけど、地域推薦や無作為抽出から漏れている方も大勢いらっしゃるのに、一般公募がされなければ参加する機会がないので、それを補う意味で随時登録できるようにすることによって順番はありますが、就任する可能性は保証されるという意味です。

村山委員 : 先ほど一般公募の方たちは面接等の手続きを経て就任していて、今後無作為抽出の方はハードルを課さないという事で、その利点や心配されている点があるのかと思ってお聞きしたかったのですがよろしいでしょうか。

藤原課長補佐 : 心配というか、今までのやり方だと書面審査、面接をしてというようなハードルを課しているために重たいというようなイメージを持たれているので、そんなことないという事を言いたいということです。意欲を優先して、やりたいということであれば登録してもらえば必要はあるがハードルは課さないという方法がいいのではと考えました。

村山委員 : 他の自治体の例では参考になるものはありましたか。

藤原課長補佐 : 特にハードルを課しているのはありませんでした。

遠藤会長 : 他にございませんか。
なければ、資料1に示された案を是とするのか改善するべきなのか等ご意見ございませんか。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 : うまく言えませんが、この制度はボランティアではないとか無償ではないとか、そのような記述があった方がいいのではないかと思います。もちろんお金目当てではありませんが、どこかに記述があった方がいいと思います。

遠藤会長 : それは公募委員になる際の認識としてそうするべきという事ですね。
他に何かありますか。

澤田委員 : この案で行くと、行政・地域・個人という事で、4つの方法で審議会へ参画できるというような内容なので、よろしいのではないですか。

遠藤会長 : 他に中嶋委員何かありませんか。

中嶋委員 : 私も概ねこの方向性でいいのではないかと思います。さっき藤原さんの説明にありました公募委員候補者登録簿から選任する際に、地域や年齢、男女別等を考慮して選ぶ必要があるということでした。私も工夫する必要があると思いました。例えば、男女共同参画や子育て関係の審議会で、委員が全員男性となりますと内容にあっていな

いような気がします。どういう工夫をすればいいかと考えると公平性の問題も絡んできて非常に難しいです。

澤田委員 : 行政で行う無作為抽出方法でそういうのは可能ですよね。あとは、地域推薦の方で、区長会で説明するときに年代や男女比を考えて説明すれば、ある程度の操作はできます。一般公募では操作することはできないので、無作為抽出や地域推薦を考えてやれば年代や男女比はバランスよく集められると思います。

中嶋委員 : 最初のアンケートを取るときに興味ある分野を聞き取るということだったんですけど、これほどこの段階で考慮されるのでしょうか。

藤原課長補佐 : 自分が参加したい分野に丸を付けてお答えいただいて、それが登録簿の中に保存されて、承諾確認を行う際にそれを参考に声がけするというイメージです。

遠藤会長 : もう少し具体的にいうと、例えば総合政策分野の男女共同参画会議に欠員が出たとして、その時に欠員を埋めるためには、男女共同参画推進会議に丸を付けている方を順番に声をかけていくということですか。

藤原課長補佐 : ここに6分野ありますけど、(登録簿に)欄が6つあって希望する分野に丸がついています。

遠藤会長 : 男女共同参画推進会議に丸がついているわけではなくて、総合政策分野に丸がついているんですね。

藤原課長補佐 : はい、そうです。例えば、総合政策分野に丸がついていれば、総合政策分野の審議会で欠員が出た場合に名簿順に声をかけていくイメージです。

遠藤会長 : その際に、先ほど中嶋委員が提起された男女比・年齢を考慮して、その分野に関心の深い方が選任されるべきだと思うが、そういう配慮はされるのかという質問でした。今、総合政策分野の男女共同参画推進会議で欠員が出たときに中嶋委員が言ったようなことが配慮されるのかどうかという質問です。

藤原課長補佐 : その部分は非常に悩ましい部分だと思っていました。地域や男女別など特に条件を付さずに順番通りに行うのが一番いいのですが、男女共同参画推進会議のように女性の方に参加してもらいたいという条件を付す場合、順番が変わることがあり得ます。その部分をどのように工夫していくかについてまだ結論が出ていませんでした。

森副会長 : もしかしたら聞き漏らしたのかもしれないですけど、名簿の順はどのように決めるようになっているのでしょうか。

藤原課長補佐 : 受け付け順というイメージでございました。登録を承諾しますと来た時に順番に登載していくということです。その他に良い名簿の順番の付け方が思いつきませんでした。ランダムに並べるというのもおかしいので、受け付けの早い順にやっていくのが良いのではという考え方でした。

澤田委員 : アンケートを出して、早く出された順に並べていくしかないですね。

志子田委員 : 事務局から出た案もいいと思いますが、例えば70代が最初の方に集中してしまうということもあるので、あいうえお順とかも用意した方がいいと思います。確かに受け付け順というのはその人の意思が強ければ早く出すと思うので正当性があると思うが、色々と加味してみると時間ぎりぎりにしか出せない人もいるかもしれないので、何かの形を決めておいた方がいいと思います。

澤田委員 : 年代順とか、あいうえお順というのは人間の作為がそこに入るから、一番早く出してくれた人から並べるのが順序としてはベターではないかと思います。

森副会長 : ただ、町の方針としては男女比率を4割目指すとか、5割目指すとかあるわけですよ。それをどのように整合性を取っていくかは大きな問題だとは思いますが。審議会によってはほぼ100%男性というところもあるわけですよ。

澤田委員 : 男女別にして順位をつけるのはどうでしょうか。アンケートがきたら、女性の1番、2番、男性の1番、2番のようにして、審議会によっては例えば女性の委員が欠けてしまったというときに、女性を入れられるように初めから分けておけばいいのではないのでしょうか。そういう手もありなのではないのでしょうか。

藤原課長補佐 : 例えば、性別だけの観点ではない場合もありますよね。地域だとか色々な観点があります。男女別などの登録簿を作ると難解なものになってしまうのではないかというのもございます。その審議会の性格や、その時に求める人材というのがありますので、そこら辺を加味しすぎると非常に難解になってしまうというのが考えられます。

澤田委員 : でも、順番順にあって、その順番はそういうことを加味して付けているのではないですよ。だから、中嶋さんが言うように女性がほしいというところには女性を出さないといけないと思います。それで、順番だけを参考にしていくと男性だけが続いてしまうと女性を出すことができないので、別に女性と男性を別々に順番付けしてもおかしくはないと思います。

村山委員 : 仮想の話になりますけど、実際に裏面に書いてある様々な分野の審議会が必要だと思うのですが、それぞれの審議会でどのような委員がほしいとかどのようなバランス

になっているのか教えていただけますでしょうか。結論は私の中にはないのですが、実際にどのような人材がほしいのかあげてみれば見えるものがあるのではないかと思います。

藤原課長補佐 : データとしてはしっかりと取っていなかったのが、明確に答えられないことがあって申し訳ないのですが、実際に公募委員以外の方々がどういった構成であるかというのが多少問題になると思います。男性の委員が多いので、公募委員は女性の方をお願いしたいという場合もございますので、そのときの状況で変わるとと思います。先ほど中嶋委員がおっしゃったように、審議会自体の性質で若い女性の委員に入ってもらわないといけないとか、所管課の意向や審議会の性質によって変わるのだと思います。

村山委員 : せっかく6割と4割にわけて抽出するという事なんですが、それを分けて名簿を作るのではなくて、全部一つにして名簿を作るんですね。男女別や地域別などのいろいろなバランスを取れるようなやり方というのを考えるのは難しいと思います。

遠藤会長 : はい、どうぞ佐藤委員。

佐藤委員 : 今3つか4つの話が混ざっていますので私の意見を言いますと、無作為抽出で決めるというのはあくまでも無作為で決めて、ある日にちを決めてその日までに届いたものをもう一度そこでランダムにして並べれば良いと思います。早く来た郵便が一番ではなく、来たものをもう一度ランダムに並べ替えるのが一番だと思います。二つ目は、その順番の中で、女性がほしいということであれば、1から8が男性であれば、9番目の女性を選べば良いと思います。担当課でほしい人材は決めて、名簿の順番を操作するとかではなくて、その性質に当てはまった人を上から選んでいくというイメージが良いと思います。

遠藤会長 : 論点が明確になってきたと思いますが、米竹委員なにかございませんか。

米竹委員 : 今の説明を聞いていて行政参加の機会の均等性というのと、本人の参加したいという意思を大事にしたいということを詳しく説明していただきました。最初に会長おっしゃいました自助・共助・公助というのは私たちが生きていくうえで本当に大事なものだと思います。今この順序のことについて話をしているのですが、私はいまここに委員として座っていますが、私が決めるにはハードルが高くて、難しいところがあります。こういう人が大勢います。それぞれの地域にはこれから子育てに入る人や、60代になる人など色々います。その人たちが豊かな生き方をするためには、自分がしっかりしなくてはいけないという気持ち、周りの人との助け合い、それを大きく包み込む地域性や公の力が必要で、その柱を大きく見えるように審議会があると、自分の生活にもつながるのかと思うので、私の地域の人たちもやってみようかなと思う人がいると思います。年を取ったからできること、してあげたい事とかいっぱ

いあります。そういうところを大事にするためにも、自分たちがしっかりするという
ことと、行政に参加するということにつながるようなものも、私たちが手を差し伸べ
る大きな観点でないかと思えます。

遠藤会長 : ありがとうございます。中嶋委員と副会長の順でご意見をお願いします。

中嶋委員 : 皆さんの色々なご意見を聞いていまして、役場さんのやり方というのもあると思う
のでもう一度整理していただいて、私はこれで概ねいいと思うので、まずはやってみ
て修正していくというのは必要なので、まずはやってみてだと思えます。

森副会長 : 私もこの方向でいいと思えます。名簿の上から順番ということにはなりますけど、
年齢や性別については職員の方にお任せしていいのではないかと思えます。

遠藤会長 : 志子田委員最後をお願いします。

志子田委員 : 色々と議論がありました。事務局の方で登録しやすい環境整備をして広報をす
れば先ほど米竹委員が言ったようなことにも繋がってくるのではないかと思えます。
そうすれば、この時間帯なら大丈夫だというような人が出てくると思えます。審議会
が難しそうとかありますが、一番は時間帯とかだと思えます。

遠藤会長 : ありがとうございます。澤田委員をお願いします。

澤田委員 : そうすると順位から選ぶということではなくて、登録された人から審議会の特性に
適している人を選出するという形ですよね。順位だけではなくて、各審議会の要求す
る委員を登録簿から送り込むようなやり方になるということですね。

遠藤会長 : ありがとうございます。村山委員をお願いします。

村山委員 : この方式でやっていただいて、その結果また何かあれば議論したいと思えます。

遠藤会長 : 一度論点を整理させていただきます。公募委員を増やすには多くの方に登録しても
らう必要がある。問題は登録された登録者がどの審議会にどういう形で委員として選任され
るか、どのようにすれば適切かという点について議論がありました。その際に問題に
なったのは、登録した方は手を挙げる際にどの審議会に参加したいという意思表示を
していただくというのは明確になっていて、もう一つは審議会の方でこういった人材
が必要だというのがないかという点について明確になっていないので、こ
の点を明確にする必要があるのではないかということです。まず、佐藤委員がおっし
やっていた通り無作為抽出で今回は選ばれ登録され、登録された後の選任の方法につ
いても色々なご議論がございました。登録順、年齢、性別、あいうえお順、地域考慮

など出ていました。佐藤委員はある一定期間の届け出期間を設けて、それまでに届け出があったものをランダムに並べ替えて一つの順位を付けるということがあってもいいのではないかとということでした。そしてそこから選任する場合は町側の意向ということでしたが、そこは審議会の性質を町の方が知っているから町の方で選任するほうが良いのではないかとということでも理解したのですが佐藤委員よろしいでしょうか。

佐藤委員 : はい、いいです。

遠藤会長 : ありがとうございます。今そういうようなご議論がございました。そうすれば行政参加の際の機会の均等、地域人としての豊かな生き方の考え方をしっかりと米竹委員おっしゃった形で反映されます。したがって、こういうものを前提にしましてもう少し次回までに町サイドで揉んでいただくのはどうかなという印象を持ちました。

はい、佐藤委員。

佐藤委員 : 一つは米竹さんが貴重な意見を言われましたけど、どうやって町を良くしていくかというのを活かしていくために町の条例というものがあって、その中身は周知されていないという気がしますけれど、そういう骨があって各個人が自分の価値観で協力し合って良い町にしていくために条例というものが出来たのだと思います。あともう一つは、基本的に町を動かすというのは議会であり、町長や職員がベースを作り議会で決めて町の大筋のことが決定していくのだらうと思っています。審議会というのはそれを補完するもので、正直なにも考えていなかった町民が選ばれて勉強して話し合うという場でもいいと思っています。もう一つ、公平というのは非常に難しくて私が前にも言いましたとおり、声なき声を大事にしなくてはいけない。また、非常に強い意見を持っている人が町にいてその意見が通ってしまうというのもまずいと思います。平等というのはすごく難しいと思います。だから、基本は無作為で選んで、確率論では平等に選んで、そこに町の意見が加わって、もしアドバイスが必要なのであれば専門のアドバイザーを置けばいいと思います。あくまでも町が主導して、女性の割合を6割にしたいのであればそのようにして、後から5割にしたいのであれば修正していけばいいのであって、広く町民の方に参加していただいて色々意見を出して良い町を作っていければいいというのが私の意見でございます。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。議論が深まってまいりましたので、以上の議論を踏まえて町の方で考えていただければと思います。今回の議論で明確になったのは、裏側にあるそれぞれの分野の審議会は本来的には町民から選ばれた議会議員が意見を反映してその遂行は町長と職員がやる。それに対して、より間接的に町民の意向を色々と反映する形で審議会があるのであろう。そこで、この審議会にどういった人材を委員とするべきなのかということについて意見があるのではないかと推定します。そのところを次回の会合までに調べていただきたい。審議会の委員に対する人材のニーズを明確にしていきたい。それに対して、こちらが登録しやすい環境整備を

もとに男女別、年代別、地域別等のニーズに対する順位づけを考えながら選ばれていくというようにした方がより明瞭になるのではないかという仮説を皆さんお持ちになったのではないかと思います。そのためにも今の部分を少し深掘りしていただき、今日の議論で出たニーズに対してどういった対応をするべきかということについて考え案を練っていただいて議論をしていくのはどうかと思ったのですが、皆さんよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : はい、ではこれで4番目の議事の方はよろしいでしょうか。

藤原課長補佐 : 資料3の方で、前に説明した部分なのですが、何かご意見がないようであればいいのですがどうでしょうか。

澤田委員 : 資料3は特にございません。

藤原課長補佐 : では、この部分についても事務局の方で考えてくるということによろしいでしょうか。

遠藤会長 : はい。では、その他に移る前に本日非常に貴重な意見を頂きました。米竹委員が言われた通り、審議会は単に座って議論していて論理だけの議論でいけないのではということです。ある意味で、住民の参画というものを助長するような実践的な議論の場を提供するような審議会であってもいいのではないのでしょうか。

米竹委員 : 資料4で14審議会とおっしゃっていましたが、14審議会について調査をしていただいたわけですが、この各審議会は地域推薦等のやり方で審議委員が決定されているのですか。公募ではないのですよね。

藤原課長補佐 : 公募枠を設けているのはごく一部で、公募枠自体がないというものが多いです。例えば、先ほど共通基準ということで、公募のお話をしたように設けられるところは設けるような環境整備をまず行い、その中に委員としての入り方として地域推薦や無作為抽出といったやり方で公募枠の委員を選んでいこうという流れでした。

平間課長 : 補足します。実は都市計画審議会とかは商工会などの専門的なものが多く、市民環境分野の農政審議会や商工振興審議会の今の構成ですが、農政は農業に従事されている方が中心で、商工の方は柴田町の商店主や工業会など自分たちが事業をやっている方が中心です。都市計画審議会は、町の道路や住宅地についてなど特殊なものです。ただし、現実的なところは専門的なところではなく一般町民の生きた意見を入れてきたと思います。専門的な人を入れなさいというようなことが条例で決まっているところもございます。

遠藤会長 : 法的に委員の選任基準が含まれているわけですね。その中に学識委員や、町全体を考えるとかそういった委員の選任を否定するような規定にはなっていないというわけですね。

藤原課長補佐 : 平成26年度第2回の資料で、柴田町における審議会の種類、委員区分、公募状況及び公開状況等という調査をかけたものがございますので、また見ていただければいいと思います。

遠藤会長 : それをレビューしていただいて、分かりづらい所は直していただいて、分かりやすいものに変えていただければと思います。米竹委員の質問を整理しますと、公募という道はあったが限定された審議会だけであったので、今回の議事は公募によって委員を送り込む道を広げていく方法をここで議論したいが審議会としての選任基準、こういった委員の構成が必要だということもありますので、そのところをしっかりとバランスを取ってやっていかなくてはいけないということですね。バランス取って全体像を見ながらやっていきたいと思います。

平間課長 : もう一点です。柴田町の方で男女行動参画のプランがありまして、審議会等については女性の比率を30%まで引き上げるという一つの指標がありますので、ある程度は3割を目標にして女性を登用していきたいということで、全課共通の目標としていますが、まだ目標が達成できていないという状況です。

米竹委員 : 必要というか、感じ方が違うのですよね。女性の方を登用したくてもあまりつながらないのが現実なんですね。各々女性の方も頑張っていますがつながっていないので、この審議会とかがつながるきっかけになるのかなと思います。

遠藤会長 : この審議会は9名中4名が女性ですから約44%ですね。要は、こういった女性の多い審議会が、審議会自体がもっと町の中に出て行って町の中でやってみるといのはいかがでしょうか。女性の委員は他では3割いないですが、この審議会は違うとか、男性に負けない議論をしているのですよとかをイオンあたりでマイクを使ってやってみて、その際に垂れ幕とかを使ってアピールしてみるのもいいと思います。

志子田委員 : やっぱり公開の場でやってみるのもいいと思いますね。ゆる.ぷらなんかも当時の課長はそういうこともできるようにという思いがあったみたいで、今まで公開で出来ていなかったのが、会長が言ったように公開型でやってみてもいいのではないかと思います。実際こういう会議をやっているけど、お堅いことをやっているように思われているけど、そういうことではないのですよというようなことを公開でやるとわかると思うので、毎回は難しいと思いますけど5回に1回くらいはいいのではないかと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。イオンだけではなく、ホテルのいる山の方にも行っておじいさん・おばあさんに来てもらってやるというのもいいと思います。柴田町というのは槻木と船岡は仙台のベッドタウンという側面や、産業もあり少し距離を離れますと過疎地域があり、高齢者の方がどうやっていきいきと生きていくのか、その時に高齢者の方がどのように住民参加でまちづくりを応援していくのかということをお皆さんの前で、周辺の方全員に来ていただいて議論をするというような公開型のものを年に1回やってみるといっても考えてみてはどうかと思います。

澤田委員 : 基本条例の趣旨はいきいきとした住みよいまちづくりの実現であり、それを実現するためにこの審議会がありますので、その考えはとてもいいと思います。ちなみにこの審議会の公募委員は4名全員男性ですので、公募委員の現状はどれもそうなのだと思います。

佐藤委員 : 日本はずっと男社会ですから、強制的に制度として女性を3割、4割にしないと待っているだけでは増えないと思います。私は男兄弟で男子校だったし、大学もクラスでは女性がいないところでずっとやっていました。40、50過ぎてあるボランティアを始めましたが、女性の力をそこで目の当たりにしました。男性の方は愛想も悪いので、なかなかこんにちとは挨拶もできないですが、女性の方が笑顔でこんにちとは挨拶すると一気に物事が進んでいきます。私にとってはすごくショックで、さっきも言いましたが女性の方が優れているのではないかなという思いを抱きました。だから、女性が入ってやるということはすごくいいことで、またそういうように制度でやらないと、日本は男社会なので待っていては変わらないと思います。まず制度で広く行って、変わっていかないといけないと思います。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。男として志子田委員なにかございませんか。

志子田委員 : 今まで色々なことをやっていて、会社の組合関係をやった時に昭和50年から男女平等の風潮が広まり、その後男女雇用機会均等法などもできました。国からアンケートなどもきたが何も考えずにやっていました。それなのに今更こんなことを言うのも恥ずかしいのですが、あの当時の組合役員はほとんど男性で、女性の組合の役員はほとんどいませんでした。その状況で雇用機会均等法とかができたので、男が作った制度の中に女性が入ってきてしまいました。なので、今になって女性の参加をどうやって促すかというときに悩んでいるのだと思います。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。では、女性の委員に一言だけ言っていただいて終わらせたいと思います。

米竹委員 : 聞いていて思ったのですが、詳しくいままで議論していましたが、元に戻れば生活に結びつけられないかなということで先ほどの意見が出ました。取り上げていただいてありがとうございます。地域の中でも発破をかけたいと思います。

村山委員 : 無理なお願いかもしれませんが、是非この審議会の事務局に女性を入れていただきたいと思います。

森副委員長 : とても多岐にわたる楽しい意見も聞くことが出来まして、男女半々に近い審議会なのでこのような意見が出てきたのだと思ひましてうれしく思ひます。

中嶋委員 : 私は外からの目として申し上げます。実際に審議会に参加してみても柴田町は進んでいると思ひます。なかなかこういう男性の方が女性の意見を聞かなくてはというレベルまで他の自治体では出てこないのだから、まちづくり基本条例の取り組みは他の自治体も注目していることだと思ひるので、先ほどのことなども是非やっていただければと思ひます。

遠藤会長 : ありがとうございます。私が国際交渉をやった際に相手の方は女性でした。徹夜になるんですが、徹夜になると床に寝ます。私も床に寝ました。男女の違いなんて全然感じませんでした。あと国際奨励農業機構でサミットがありましたが、こういうところの多国間交渉で最後宣言文をまとめるのは3日間くらい徹夜になります。ですから、みんな床に寝ます。女性も男性も関係ありません。女性男性の意識もありません。言い換えればそれだけ欧米社会は女性の進出が10数年前から進んでいます。そのベースにあるのは納税者意識です。ワシントンで小学校に週末に集まれといわれました。その小学校の遊園地を作るとなったときに、ある人間は砂を持ってくる、ある人間は木材を持ってくるなどしてやってしまいます。なぜそれをやるかという自分たちの税が安くなるからです。そしてその主導を握っているのは家の財布を握っている女性です。日本も男性社会といいながら、財布や子供の教育をだれが持っているかという女性の方がしぶとくやっています。ただ、社会の参画についてはこれからですが、参画が進むとこのまちを誇れる、このまちに密着したまちづくりになっていくのではないかと思ひます。そのきっかけを44%の女性委員を持つこの審議会が一つのピエロになって場を作っていく、壁に囲まれているこの場所ではできないので、外に出てやってみるのも一つの手かと思ひます。いずれにしても、少しずつの発想で議論をしていくのも一つの突破口になればいいと思ひます。これで終わりたいと思ひます。

5. その他

事務局より追加意見シートについての説明がありました。

6. 閉会

以上で、全ての議事を終了したので、副会長は午後6時00分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成27年 10月 28日

会議録署名委員 米竹 知賀子

会議録署名委員 志子田 清蔵